

所得控除

【記入する場所】申告書中「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」、「4 所得から差し引かれる金額」

種類	控除の要件(内容)及び必要書類	市民税・県民税 所得控除額
13 社会保険料控除	あなたやあなたと生計を一にする親族の社会保険料を支払った場合(親族の年金からの特別徴収分を除く) ●国民年金・国民年金基金は証明書類が必要	支払額の合計額 (主な社会保険料…健康保険料・国民健康保険料(国民年金・国民年金基金・後期高齢者医療保険料・介護保険料・農業者年金等))
14 小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済掛金や個人型確定拠出年金の掛金、心身障害者扶養共済の掛金を支払った場合 ●証明書類が必要	支払額の合計額
15 生命保険料控除	あなたが一般の生命保険料・個人年金保険料・介護医療保険料を支払った場合 ●証明書類が必要 (適用限度額 70,000円・一般分・個人年金分・介護医療分の合計額)	12,000円以下 …支払額 12,001円～32,000円…支払額×1/2+6,000円 32,001円～56,000円…支払額×1/4+14,000円 56,001円～ …一律28,000円
16 地震保険料控除	あなたが地震保険料を支払った場合(居住用のみ) ●証明書類が必要	1 地震保険料に関する保険料の場合 5,000円以下 …支払額 5,001円～15,000円…支払額×1/2+2,500円 15,001円～ …一律10,000円 2 地震保険料と旧長期損害保険料を両方支払った場合 まただし一つの保険契約で地震保険と旧長期損害保険の両方に該当する場合は、いずれかの保険料を選択
17 ひとり親控除	1 その人と事実上婚姻関係にあると認められる人がいない 2 生計を一にする子がおり、その子の合計所得金額が58万円以下かつ他の人の扶養でない 3 合計所得金額が500万円以下である	30万円
18 寡婦控除	次のいずれかに該当する場合 1 夫と離婚後に婚姻しておらず、あなたの前年の合計所得が500万円以下で、あなたが扶養している親族がいる 2 夫と死別あるいは生死不明で、あなたの前年の合計所得が500万円以下である	26万円
19 勤労学生控除	学生かつ前年の合計所得が85万円以下かつ給与所得等以外の所得が10万円以下の場合 ●学生である証明書類が必要	26万円
20 障害者控除	あなたや控除対象配偶者、扶養親族(16歳未満の場合も含む)が障がい者の場合 特別障害者…身体1～2級、精神1級、療養A	普通障害 …1人につき26万円 特別障害 …1人につき30万円 同属特別障害…1人につき53万円
21 配偶者控除	あなたの前年の合計所得が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の前年の合計所得金額が58万円以下(事業専従者を除く)の場合	あなたの合計所得金額 控除額 (老人)
22 配偶者特別控除	あなたの前年の合計所得が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者(事業専従者を除く)の合計所得金額が58万円を超えて133万円以下の場合 ※配偶者控除との併用は不可	900万円以下 33万円 38万円 900万円超950万円以下 22万円 26万円 950万円超1,000万円以下 11万円 13万円
23 扶養控除	あなたと生計を一にし、前年の合計所得が58万円以下の扶養親族(配偶者及び事業専従者を除く)がいる場合 ※扶養控除の対象者の中で同居していない扶養親族がいる場合は申告書裏面「12 別居の扶養親族に関する事項」に記入してください。 必ず個人番号も記入してください。	あなたの合計所得金額 控除額 (老人)
24 特定親族特別控除	あなたと生計を一にする特定親族(19歳以上23歳未満)の合計所得金額が58万円超で133万円以下の場合 必ず個人番号も記入してください。 ※扶養の対象外	特定親族の合計所得金額 控除額
25 基礎控除	あなたの前年の合計所得が2,400万円以下の場合	43万円
26 雑損控除	あなたやあなたと生計を一にする親族の所有する資産が災害又は盗難などにより損害を受けた場合 ●損収書類が必要	次のいずれか多い金額 1 損失額－保険金等補てん額)－(総所得金額×10%) 2 損失額のうち災害関連支出の金額－5万円
27 医療費控除	あなたやあなたと生計を一にする親族の医療費を支払った場合で、その額が一定金額以上ある場合(控除限度額 200万円) ●領収書が必要 どちらを選択した場合も、領収書とごとの領収書に集計し、明細書を作成してください。 2 あなたやあなたと生計を一にする親族の特定一般用医薬品等を購入した場合で、その合計額が一定金額以上ある場合(控除限度額88,000円)	「10万円」と「総所得金額×5%」の少ない方の金額 12,000円

申告書表面の書きかた

令和8年度 市民税 申告書 記入例 中野市長あて

住所 中野市大字中野1234番地
フリガナ ナカノ タロウ
氏名 中野 太郎
個人番号 12345678911213
世帯主名 中野 太郎 世帯主との続柄 本人 生年月日 明大(平) 52年7月3日
職業 会社員 所属 株000 所在地 長野市 電話 自宅 22-2111

この枠内には記入しないでください
現住所、氏名、生年月日、個人番号、職業、電話番号等を全て記入してください。
郵送で提出の際は、番号確認のためにマイナンバーカードの写し(両面)、通知カードの写しまたは、個人番号の記載された住民票の写しと、身元確認のために本人確認書類(運転免許証などの写真付きの公的機関の発行した証明書等)の写しを添付してください。
代理人の方が窓口で提出される際は、代理人の方の本人確認書類(運転免許証等)の提示をお願いいたします。

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

社会保険料控除	国民健康保険料 100,800円 国民年金保険料 80,180円 合計 280,980円
生命保険料控除	新生命保険料の計 32,500円 介護医療保険料の計 80,500円 地震保険料の計 30,000円 旧長期損害保険料の計 12,500円
障害者控除	1 中野 夏男 障害の程度 身障1級 2 中野 冬子 障害の程度 身障2級
配偶者控除	1 中野 秋雄 27-10-1 2 中野 冬子 32-2-4 3 中野 夏美 15-8-8
16 65歳未満の扶養親族(控除対象外)	1 中野 夏男 22-7-3
雑損控除	1 損害額 100,550円 2 損失額 100,550円
医療費控除	支払った医療費等 301,255円 保険金等と補てんされる金額 100,550円
5 給与・公的年金等に係る所得以外(令和8年4月1日において65歳未満の人は給与と所得以外の)市民税・県民税の納税方法	<input type="checkbox"/> 給与から差引き(特別徴収) <input type="checkbox"/> 自分で納付(普通徴収)

寄附金税額控除について(申告書裏面)
都道府県や市区町村、長野県共同募金会、日本赤十字社長野県支部への寄附金および、所得額の寄附金控除の対象となる寄附金のうち市が条例で定めたもので、その金額が2,000円を超える場合に、寄附金税額控除が受けられます。
上記に該当する人は、申告書裏面「寄附金に関する事項」に記入してください。

所得金額

【記入する場所】申告書中「1収入金額等」、「2所得金額」

種類	内容	備考
① 事業等	製造業・飲食業・サービス業・医師・弁護士・外交員・作家等	収支内訳書を作成し添付してください。また、収支内訳書の内容を申告書裏面「7 事業・不動産所得に関する事項」にも記入してください。
② 不動産	農産物の生産・家畜の飼育等	
③ 地代・家賃等	地代・家賃等	
④ 利子	預貯金の利子等	源泉徴収されたものは申告不要です。
⑤ 配当	株式及び出資の配当金等	配当所得の種類などを申告書裏面「8 配当所得に関する事項」に記入してください。
⑥ 給与	給与・賞金・賞与等(パート・アルバイトを含む)	源泉徴収票を添付してください。源泉徴収票のない人は、申告書裏面「6 給与と所得の内訳」に記入してください。

【給与と所得の計算方法】

給与収入の金額(A)		給与と所得の金額(単位:円)
から	まで	
0円	650,999円	0
651,000円	1,900,000円	A-650,000
1,900,001円	3,599,999円	A×0.7-80,000
3,600,000円	6,599,999円	A×0.8-440,000
6,600,000円	8,499,999円	A×0.9-1,100,000
8,500,000円		A-1,950,000

※ただし、給与等の収入額が660万円以下の場合、所得税法別表第5の「給与と所得控除後の給与等の金額」欄にある額が、そのまま給与と所得金額となります。(地方税法第313条第2項、所得税法第28条第4項)
※1,000円未満の端数切り捨て

国民年金・厚生年金・企業年金及び公務員の共済年金等
源泉徴収票を添付してください。
※遺族年金・障害者年金等の非課税所得は記入しないでください。

【あなたの前年の合計所得が1,000万円以下の場合】

受給者の年齢	年々収入の金額(A)		公的年金等の雑所得の金額(単位:円)
	から	まで	
65歳未満(昭和36年1月2日以降生まれ)	0円	600,000円	0
	600,001円	1,299,999円	A-600,000
	1,300,000円	4,099,999円	A×0.75-275,000
	4,100,000円	7,699,999円	A×0.85-685,000
65歳以上(昭和36年1月1日以前生まれ)	7,700,000円	9,999,999円	A×0.95-1,455,000
	10,000,000円		A-1,955,000
	0円	1,100,000円	0
	1,100,001円	3,299,999円	A-1,100,000
65歳以上(昭和36年1月1日以前生まれ)	3,300,000円	4,099,999円	A×0.75-275,000
	4,100,000円	7,699,999円	A×0.85-685,000
	7,700,000円	9,999,999円	A×0.95-1,455,000
10,000,000円		A-1,955,000	

⑧ 業務 原原料・印刷・アフィリエイト・せどり・ハンドメイド販売等副業に係る収入
申告書裏面「9 雑所得(公的年金等以外)に関する事項」に記入し、支払証明書等を添付してください。

⑨ その他 生命保険契約に基づく年金・シルバー人材センター配当金
申告書裏面「10 総合譲渡・一時所得に関する事項」に記入してください。

⑩ 総合譲渡・一時 自動車・機械・ゴルフ会員権等、不動産以外の資産の譲渡
※特別控除額は最高50万円
申告書裏面「10 総合譲渡・一時所得に関する事項」に記入してください。

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の軽減判定、その他行政サービスを受けるために収入がなかった旨の申告が必要となる場合があるため、令和7年中に全く収入がなかった人は、「収入がなかった人の記入欄」に記入してください。